

京都市告示第302号

児童福祉法（以下「法」という。）第24条の9の規定により、次のとおり法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設を指定しました。

平成24年10月31日

京都市長 門川 大作

1 申請者

社会福祉法人 大照学園（理事長 細井 宏俊）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市東山区新橋通大和大路東入る三丁目林下町402番地

3 施設の名称

大照学園児童部

4 施設の所在地

京都市東山区新橋通大和大路東入る三丁目林下町402番地

5 指定する施設の種別

福祉型障害児入所施設

6 指定年月日

平成24年10月1日

7 事業所番号

2650800010

（保健福祉局障害保健福祉推進室）